

平成 30 年 3 月 16 日

各 位

株式会社東京都民銀行

元行員による不祥事件の発生について

この度、弊行におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関において、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊行を信頼しお取引頂いているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々に心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	33 歳、一般行員、男性、本部（営業開発部）、日本橋支店
事故発生店舗	西大久保支店、日本橋支店
発覚の経緯	お客さまから申出を受けて行内で調査した結果、平成 30 年 2 月 20 日に判明しました。
事件の内容 (現時点で判明している事実)	事故者は、平成 28 年 2 月から平成 29 年 3 月までの間、西大久保支店と取引があるお客さま 1 名から、相続時の費用や準備金等として現金を預かるなどと偽り、現金を交付させるなどして、これを着服していました。また、事故者は、平成 29 年 8 月から平成 29 年 12 月までの間、日本橋支店と取引があるお客さま 1 名から、投資信託の購入資金を預かるなどと偽って、普通預金の払戻請求書を預かり、現金を別口座に振替えて着服していました。 事故者はこれらの方法で得た現金を、外為 FX 取引で発生した損失の穴埋めに流用していました。 これまでに判明している被害額は 18,324,000 円、被害に遭われたお客さまは 2 名となります。 なお、2 名以外の被害は確認されておりません。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対して、現時点で判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫びいたしました。また、被害に遭われたお客さま 1 名に対しては、事故者が被害額を弁償しています。被害に遭われたもう 1 名のお客さまに対しては、被害弁償を含め、真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、すみやかに所轄の警察署に通報（相談）しております。また、監督官庁への報告も行っております。

4. 人事処分

事故者につきましては、平成30年3月15日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましては、責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

5. 今後の対応

当行は、法令遵守を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、法令遵守態勢の確立に取り組んでおりましたが、今回の事件を厳粛に受けとめ、再発防止に向け内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

以 上

【本件に関する報道機関の皆さまからのお問い合わせ先】

東京都民銀行 経営企画部 TEL 03-6447-5794